

◎新潟県告示第631号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり胎内川頭首工管理規程の変更を認可した。

令和8年7月28日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
胎内市羽黒2586番地
胎内川沿岸土地改良区
- 2 認可年月日
令和8年7月8日
- 3 認可した管理規程の概要
第1章 総則
第2章 頭首工の操作に関する事項
第3章 点検及び整備に関する事項
第4章 洪水警戒体制